別紙１（第３の（２）関係）暴力団等排除措置に関する項目

１　役員等（利用者が個人である場合にはその者その他経営に実施的に関与している者を、利用者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

６　利用地の整備に関係する契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が１から５までのいずれかに該当すると知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。